

土岐美濃焼まつり実行委員会 露店等営業規則

(目的)

第1条 この露店等営業規則は、岐阜県暴力団排除条例（平成22年12月21日岐阜県条例第54号）の主旨に従い、反社会的勢力を利することを防止し、露店等の営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持と土岐美濃焼まつりの健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の営業申請)

第2条 露店等を営業しようとする者は、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び店舗ごとの責任者やスタッフの氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するために、実行委員会が規定する事項について、出店申込書（様式第1号）により、実行委員会に提出し、出店許可証（様式第2号）の発行を得なければならない。

(関係機関への意見聴取)

第3条 実行委員会は、第1条の目的を達するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及びその露店の営業にかかる責任者及びスタッフ等、又はその関係者等が暴力団員等であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

(出店の拒否)

第4条 実行委員会は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可せず、出店許可証を発行しないものとする。

- 1 露店等の出店許可証を得ようとする者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊能力暴力団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）である場合
- 2 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力を従業員として使用すると認められる場合
- 3 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合
- 4 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(出店許可の解除)

第5条 実行委員会は、次に掲げる場合において、各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、出店許可を取り消すことができる。

- 1 出店許可を得た者が、反社会的勢力であると判明した場合
- 2 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- 3 出店許可を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合
- 4 出店許可を得た者が、みかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、反社会的勢力に金品を渡した場合
- 5 出店許可を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判

明した場合

- 6 露店等において、反社会的勢力を従業員として使用した場合
- 7 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客様に迷惑をかける行為を行った場合
- 8 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合
- 9 実行委員会等関係者の指示に従わない場合

(露店等の使用人の届出)

第6条 露店等を営業しようとする者が、やむを得ず事前に申請した以外の者をスタッフとして使用するときは、当該スタッフの住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届出なければならない。

(スタッフ一覧表の備付)

第7条 1 露店等の営業者は、責任者又はスタッフを露店等の営業に従事させるときは、店舗ごとにスタッフ一覧表（様式第1号の2）の写しを備付けなければならない。
2 露店等の営業者若しくは店舗ごとの責任者は、実行委員会等から、スタッフ一覧表（様式第1号の2）の写しの提示を求められた時は、これに従わなければならない。

(その他注意事項)

第8条 露店等の営業者は次に掲げる該当注意事項を順守しなければならない。

- 1 販売商品には責任を持ち、輸入品・他産地・二等品等は必ず表示すること。また、飲食品に関しては、衛生管理・保健所等の届出等を各自にて責任を持って行うこと。
- 2 駐車場は、指定の場所に車を奥から詰めて入れること（まつり開催時間中の出入りは禁止）。また、駐車許可証をダッショボード上に掲示すること。
- 3 商品販売時は、各店のしおり・店名カードなどをお客様に渡し、購入先が分かるようにすること。
- 4 商品などの盗難・破損等において、主催者側は一切責を負いません。
- 5 出店申込必要書類送付・申込方法変更について及び許可証送付時に記載の注意事項・連絡事項も併せて順守すること。

(出店簡易申請)

第9条 協同組合土岐美濃焼卸センター組合員は、簡易申請のみで出店することができる。ただし、組合員従業員（親族含む）以外の者を使用人とする場合及び自社敷地内に組合員従業員（親族含む）以外の出店をさせる場合は、出店申請を行い許可証を取得すること。

以上

表明・確約に関する同意書

私は、「第 49 回土岐美濃焼まつり」に出店申込に際し、次①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに出店を取り消されても異存はありません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任とし、出店申込します。

次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約致します。

- 1 暴力団
- 2 暴力団員
- 3 暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者
- 4 暴力団構成員
- 5 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊能力集団等に属している者
- 6 その他前各号に準ずる者

次の各号に該当する行為を行わないことを確約致します。

- 1 他人に出店許可の名義を貸す
- 2 暴力団・暴力団員にみかじめ料、ショバ代などの名目を問わず金品を渡す
- 3 暴力団・暴力団員及びその支援者などを従業員として使う
- 4 営業中において、粗暴、卑猥な言動などお客様に迷惑をかける
- 5 半裸体及び入れ墨をのぞかせるなど粗野な服装や態度をとる
- 6 実行委員会等まつり関係者の注意事項、指示に従わない
- 7 その他前各号に準ずる行為

※署名欄はありませんので、この用紙の提出は不要です！

上記の「土岐美濃焼まつり実行委員会 露店等営業規則」、及び、

「表明・確約に関する同意書」の内容をご確認いただいたうえで、共通様式①の「出店申込書」

に記載することで、「ご署名・同意いただいたもの」とさせていただきます。